最終更新日:2015年12月28日
古林紙工株式会社
代表取締役会長兼社長　古林　敬碩
問合せ先:取締役常務執行役員統括管理本部長　宮崎　明雄　TEL:06-6941-8561
証券コード:3944
http://www.furubayashi-shiko.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は包装を通じて社会に奉仕することを基本理念に、株主や顧客をはじめ、あらゆるステークホルダーから信頼されることが今後の企業発展に不可欠であると認識しております。
そのために、コーポレート・ガバナンスの充実は経営上もっとも重要な課題であると考え、意思決定の迅速化、監査機能の充実、コンプライアンスの徹底を図り、経営活動の透明性を高め、経営の一層の充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は僅少であることから、招集通知の英訳は、適宜検討を行い必要に応じて進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】
当社は、取締役会で毎年定期的に、主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の保有の可否を見直しいたします。

【原則1－7】
当社は、取締役会規定で取締役会の付議基準に定め、役員との間で会社法に定める利益相反取引が懸念される場合は、取締役会の決議・承認によることと定めております。また、主要株主や関連会社等の取引も第三者取引同様に決裁権限規定に基づき社内承認手続きを行うこととしております。

【原則3－1】
(1)当社グループは、社是を準拠するに当たり、経営理念を基本として、企業集団全体とする企業行動憲章、行動基準を定め、使命や考え方、行動を普遍なものとして社内に浸透させております。当社グループは、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、さらなる企業価値の向上を図っております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、「コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、「取締役報酬関係」の「報酬額またはその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)当社は経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補者の指名に当たっては、当社グループの企業価値の向上に資する豊富な経験、高い見識、高度な専門的な知識を以て活かしていただける人物を候補者として、取締役会において十分な審議の上指名しております。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得て指名しております。

(5)当社は、社外取締役、社外監査役の選任理由、指名について、株主総会招集通知に記載しております。社外取締役、社外監査役以外の取締役、監査役の候補者については、個人別の略歴を記載しております。

【補充原則4－1－1】
当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等において、その委任する権限の範囲を定めております。

【原則4－8】
独立性を保ち、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化を図るため、社外取締役2名を選任しております。なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針は設けておりませんが、選任に当たっては東京証券取引所の定めを参考にしております。

【原則4－9】
当社は、社外取締役の独立性は、取締役会の透明性の向上および監督機能を強化すべく、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はないことを要件といたします。社外取締役候補者については、金融機関で培われた専門知識や会社役員としての経験等を当社の経営に反映していただける方を選任いたします。

【補充原則4－11－1】
当社の取締役会は毎月1回開催されており、業績の進捗について議論するとともに、経営に関する重要事項について審議し決定しております。当社では、経営環境の変化に機敏に対応すべく、適正なコーポレートガバナンスのもとで的確かつ迅速な経営体制を確立するため、取締役会では会社全体の経営方針および戦略の決定と業務の執行の監督を行い、一方では社外取締役および社外監査役を選任し、取締役会における企業統治の効率性と監督機能が担保される体制を構築しております。

【補充原則4－11－2】
取締役・監査役の兼務状況は株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4－11－3】
取締役会で実行性について分析・評価を行い、その結果を毎年開示いたします。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役および監査役がその責務と役割を全うするために、外部機関などを活用し、各種セミナーや意見交換会等に受講・参加し、必要な知識の習得および責任と役割の理解度の向上に努めております。また、新任役員に対しては、就任時において、外部機関などのセミナーの受講を制度として儲け、必要な知識の習得に努めております。

【原則5－1】
当社は、株主を含めたあらゆるステークホルダーとの対話が不可欠であるととらえており、全般的には代表取締役社長が統括し、IR活動に必要な情報は、管理本部・経理部が相互に共有し、有機的な連帯を確保しております。アナリストや機関投資家に向けた説明として、本決算と第2四半期決算発表は、代表取締役社長が行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古林昭子	693,448	3.90
明治安田生命保険相互会社	600,000	3.38
古林楯夫	500,000	2.81
古林敬碩	461,000	2.59
レンゴー株式会社	420,000	2.36
古林株式会社	366,000	2.06
小畠裕子	299,000	1.68
丸三証券株式会社	259,000	1.46
日本紙通商株式会社	208,962	1.18
古林紙工社員持株会	207,411	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は、2015年9月30日現在の株主名簿に基づき作成しております。
2. 古林株式会社から2015年12月24日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、2015年12月16日現在で、以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。

(大量保有報告書内容)

氏名又は名称:古林株式会社
住所:横浜市栄区庄戸5-3-26
所有株式数:96千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.54%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
土堤内　清嗣	他の会社の出身者							△				
中西　克誠	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土堤内　清嗣	○	同氏は、当社の主要な取引先である株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の業務執行者でありました。2002年1月に株式会社UFJスタッフサービスに代表取締役、2004年4月、株式会社ソフト99コーポレーションに転籍後、取締役、常務取締役、専務取締役を歴任され、同行の業務執行には携わっておりません。2010年6月に当社監査役に選任され、独立役員として就任されております。転籍後、11年以上経過しており当該金融機関の意向に影響をうける立場にないと認識しております。	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的な知見からコンプライアンス体制の維持・強化について適切な発言をいただけると判断したため社外取締役に選任しております。また、同氏は当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
中西　克誠	○	―――	会社役員としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、外部者の立場から客観的、中立的に当社の経営に助言、提言をいただけるものと判断したため社外取締役に選任しております。

			また、同氏は当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社においては、監査役会は会計監査人であるネクサス監査法人との相互連携を図るため、期中および期末に随時会合を開催しております。
当社は業務執行に関するチェック体制の整備・推進をより一層図るため内部監査室を設け、内部統制システムを充実させるべく諸施策を推進しております。監査役は、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉村　勲	公認会計士										△			
鈴木　節男	弁護士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉村　勲	○	同氏は2006年まで、当社の監査法人であるネクサス監査法人の代表社員でありましたが、退任後は同氏と同法人との間には特別な利害関係はありません。	公認会計士としての財務および会計の関する高度な専門知識と豊富な実務経験をコンプライアンス体制の維持、強化について活かしていただけるものと判断したため社外監査役に選任しております。また、同氏は当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
		同氏が2014年まで所属していた久保井総	弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験

鈴木　節男	○	合法律事務所より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社との取引の規模、性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。	を有しており、公正、客観的な視点で経営監視をしていただけるものと判断したため社外監査役に選任しております。また、同氏は当社との間に特別な利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、ストックオプション（新株予約権）および株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与しております。
・業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、平成27年6月26日開催の第85回定時株主総会の承認を得て、ストックオプション（新株予約権）制度を導入しております。
・当社の取締役に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主のみなさまと共有することを目的として、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、平成27年6月26日開催の第85回定時株主総会の承認を得て、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプション（新株予約権）は、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員等従業員に付与しております。
株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期の取締役に支払った報酬等の総額は、次のとおりであります。
取締役　　支給人員　9名　支給額　106,913千円

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のほか、平成25年6月27日開催の第83回定時株主総会における役員退職慰労金打切り支給決議に基づき、当事業年度に退任した取締役3名に対し、退職慰労金24,588千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、各取締役の報酬等については、貢献度や業績評価を基準として、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定しております。
監査役の報酬等については、監査役報酬等の限度内で算定しており、各監査役の報酬等については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

総務部がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在、取締役会は8名、監査役会は3名で構成され、そのうち社外取締役2名およ

び社外監査役2名であります。
当社の取締役会は毎月１回開催されており、業績の進捗について議論するとともに、経営に関する重要事項について審議し決定しております。当社では、経営環境の変化に機敏に対応すべく、適正なコーポレートガバナンスのもとで的確かつ迅速な経営体制を確立するため、取締役会では会社全体の経営方針および戦略の決定と業務の執行の監督を行い、一方では社外取締役および社外監査役を選任し、取締役会における企業統治の効率性と監督機能が担保される体制を構築しております。
また、子会社の業務の適正を確保するための体制整備といたしましては、当社が子会社の取締役会等による意思決定および業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の業況等を確認しております。なお、子会社の業務の適正を確保する観点から、必要な社内規程等の整備をするとともに、当社同様に内部統制の構築を行っております。
監査役会につきましては、定例的に監査役会を開催するとともに、取締役会をはじめとする重要な経営会議に積極的に参加し、取締役の業務遂行を監視できる体制をとっております。
当社は監査役会設置会社で、監査役会３名中２名を社外監査役で構成しており、取締役会を含む諸々の会議体において活発にご意見を頂いております。社外監査役2名は、株主利益に資する経営判断かどうかの観点からも取締役会等にてご指摘を頂いており、２名とも独立役員として指定しております。
さらに社長直轄の内部監査室では内部監査を計画的に実施し、その結果が取締役会に報告され、経営判断に反映されるようになっております。
また、独立性を保ち、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化を図るため、社外取締役2名を選任しており、2名とも独立役員として指定しております。
当社内部統制システムにつきましては、適切な内部管理体制を整備し、適正に機能させております。
当社の顧問弁護士は久保井総合法律事務所に委嘱しており、法令上の判断を要する事項については、適時指導や助言を受け対処しております。また会計監査人であるネクサス監査法人には会計監査を通じて幅広く指導を受けております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、監査役設置会社を採用しております。具体的には、取締役の職務の執行について、社外監査役2名を含む監査役3名それぞれによる適切な監査を受けることで、経営の透明性・公正性を確保しております。監査役3名中の2名を社外監査役とすることで、監査役会の監視・監督機能の一層の強化を図っております。また、独立性を保ち、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化を図るため、社外取締役2名を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期に発送するよう努めております。
その他	事業報告のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・第2四半期決算発表時に代表者自身による決算発表説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、その他適時開示情報、品質方針、環境方針等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「私達は包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、包装業界の先駆者として、省資源・易廃棄などのパッケージを開発・促進し、再生利用による循環型社会に貢献する環境経営実践企業を目指して、自ら考えた環境方針に基づき、自主的な目的・目標を定め、環境保全に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法定事実、発生事実、決算に関する情報、その他PR情報に応じ、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、後述のとおりであります。

1. 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、企業行動憲章、行動基準等を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人に配布の上研修会等を実施し、周知徹底することにより、コンプライアンスの知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成する。

(2)当社の取締役会の下にコンプライアンス委員会を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。また、その実行を図るため、事務局を設置し、当社の総務部長をその責任者とする。

(3)当社およびグループ会社における法令上疑義のある行為について、使用人が直接通報する窓口を設置し運用する。

(4)当社およびグループ会社では、反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

2. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、取締役の重要な意思決定または取締役に対する重要な報告に関しては、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1)当社およびグループ会社の損失の危険を管理するため、当社の取締役会の下に委員会としてISO(品質・環境)実施委員会やJ－SOX推進委員会等を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。

(2)当社およびグループ会社では、各委員会にて、全社的な観点から損失の危険を管理するためコンプライアンス・マニュアルをはじめとした文書等を制定し、運用を行う。

(3)当社およびグループ会社の各事業部門は、それぞれの部門に関する損失の危険を管理する。当社およびグループ会社の各事業部門の責任者は、定期的にその管理の状況を執行役員会や各委員会に報告する。

4. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社およびグループ会社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社およびグループ会社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については、事前に執行役員以上をもって構成される経営戦略会議において議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。

(2)当社およびグループ会社では、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会規定等を見直し、取締役の役割分担を明確にしていく。

(3)当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規定等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定めるものとする。

5. 会社ならびに親会社および子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制および当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

(1)企業集団全体としては、企業行動憲章、行動基準を含めたコンプライアンス・マニュアルは当社およびグループ全体を対象として作成されており、これに従いグループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

(2)当社およびグループ会社においては業務の適正を確保するべく、品質マネジメントシステム監査、環境マネジメントシステム監査および会社法上要請される内部統制の有効性に関する監査の連携を保つ。

(3)グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス委員会で審査する。

(4)グループ会社においては、当社が、子会社の取締役会等による意思決定および業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の業況等を確認するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役を補助する使用人として、監査役室に必要な人員を配置する。

(2)前号の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他関係部署の意見も考慮して決定する。

(3)任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役室の使用人の人事異動、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(2)前項の使用人の人事評価については、常勤監査役が行うものとする。

8. 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

(2)当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社およびグループ会社の取締役および使用人の違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役に報告する。

(3)当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社およびグループ会社の取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。

(2)当社およびグループ会社の代表取締役との定期的な意見交換を行い、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、企業行動憲章、行動基準に則り、平素より社員やグループ各社に周知徹底をはかっております。

〈企業行動憲章〉

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断します。

〈行動基準〉

□ 民事介入暴力、反社会勢力に関すること

私達は、次のように行動します。

（1）違法行為や反社会的行為に関わらない様、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。
（2）反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また反社会的勢力の威嚇には、警察等と連携して対応します。
（3）会社又は自らの利益を得る為に、反社会的勢力を利用しません。
（4）反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年6月27日開催の第84回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対
応策」（以下、「本プラン」といいます。）を更新しておりますが、その有効期限は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。

1. 会社の支配に関する基本方針について

上場会社である当社の株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入いたしました。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入いたしました。

3. 本プランの概要

本プランは、大規模買付行為を行おうとする場合には、意向表明書、大規模買付行為に関する情報を書面により当社取締役会に提出していただくとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとること等を内容とする対抗措置を発動する買収防衛策です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

（内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制）

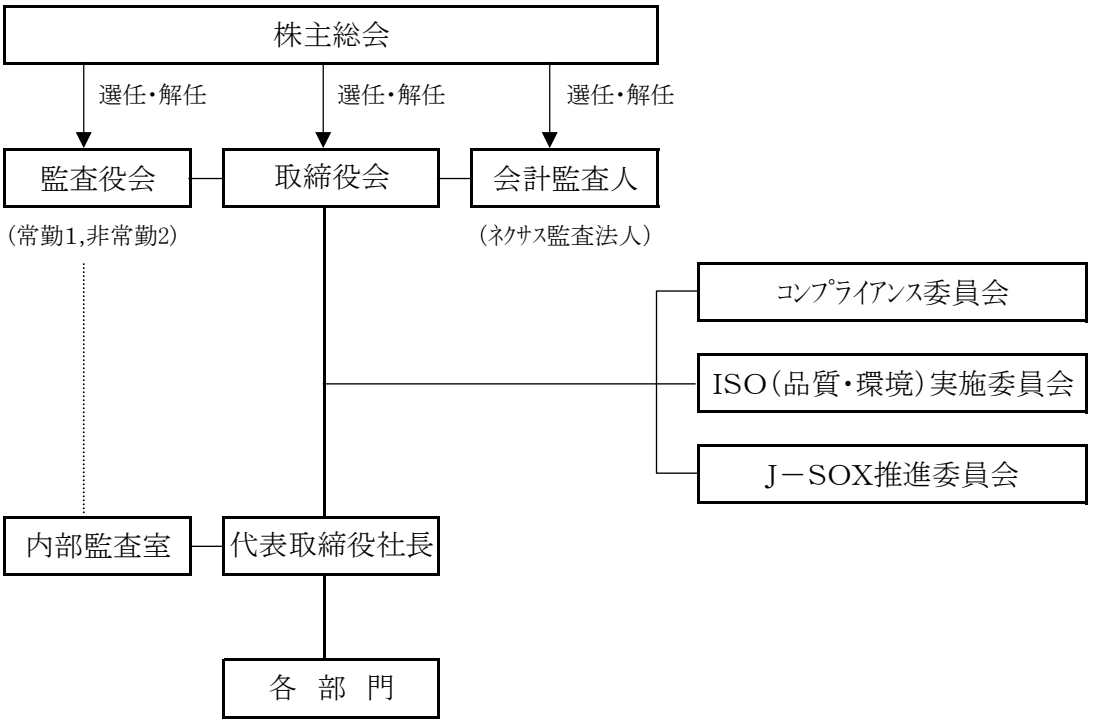

（適時開示体制の概要）

